

## 横手市議会議員政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、横手市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理のより一層の向上に努め、市民に信頼される市議会づくりを進め、もって市政の健全な発展に寄与することを目的とする。

【解説】

市民に信頼される市議会づくり、ひいては市政の健全な発展に寄与することをこの条例の目的として規定しています。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民の信託を受けた全体の奉仕者として、自らの役割と責任を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反するような事実があるとの疑惑を持たれたときは、自らその疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない。

【解説】

議員が果たすべき責務について規定しています。

第1項では、議員自らが市民の信託を受けた全体の奉仕者であることを自覚し、その使命の達成に努めることを規定しています。

第2項では、本条例の倫理基準等に反するとの疑惑を持たれたときは、議員自らその疑惑を解明することを規定しています。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の奉仕者として、法令を遵守し、議会及び議員の品位及び名誉を損なう行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある金品の授受その他の行為をしないこと。
- (2) 議員の地位又は権限による影響力を不正に行使させるような市民からの働きかけに応じないこと。
- (3) 市職員の公正な職務執行を妨げるような不正な働きかけをしないこと。
- (4) 市又は市が資本金、基本金その他これらに準じるものを出資している法人若しくは市の施設の指定管理者が行う許可又は請負その他の契約等に関し、特定のもののために有利な取扱い又は不利な取扱いをするよう働きかけをしないこと。
- (5) 市の職員等の採用、昇任又は人事異動に関し、働きかけをしないこと。

- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、議会の審議、調査権、議決権等を通じて市の事務及び事業に対して影響力を持つことを認識し、市に対して行う請負その他の契約に関して、市民の疑惑を招くことのないようにすること。

**【解説】**

議員の政治倫理基準について、次の事項を規定しています。

- (1) 議員の品位と名誉を損なう一切の不正行為の禁止、及び不正を疑われるような金品の授受の禁止
- (2) 市民から自己の利益を図る目的で、議員の影響力を不正行使させるような働きかけがあった場合、それを拒否すること。
- (3) 市職員の職務執行への不当介入の禁止
- (4) 市（市の出資法人や市の施設の指定管理者を含む）が行う許可や請負契約に関して、特定の個人や法人に有利、不利となるような働きかけの禁止
- (5) 市職員人事への介入禁止
- (6) 市の請負契約において、地方自治法第92条の2の趣旨を尊重し、議員の兼業は市民の疑惑を招かないように注意する。

（誓約書の提出義務）

第4条 議員は、この条例を遵守する旨の誓約を行うものとし、議員となった日から1月以内に、誓約書を議長に提出しなければならない。

**【解説】**

議員は、自らを律することを市民に示すため、この条例を遵守する旨の誓約を行うことを規定しています。

（審査請求権）

第5条 市民（横手市選挙人名簿に登録されている者をいう。以下同じ。）又は議員は、議員が第3条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認めるときは、これを証する資料を添えて、市民にあっては法第74条第5項に規定する選挙権を有する者の100分の1以上の者の連署をもって、議員にあっては議員定数の4分の1以上の者の連署をもって、議長に対し政治倫理基準に違反する行為の存否の審査（以下「審査」という。）を請求することができる。

**【解説】**

政治倫理基準に違反する行為の疑いがあると認められた場合、市民及び議員が審査を請求できる旨を規定しています。

(政治倫理審査会の設置)

第6条 議長は、前条に基づく審査の請求を受けたとき、又は必要があると認めるときは、横手市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、委員10人で組織し、議員のうちから議長が任命する。
- 3 審査会の委員の任期は、議長に対し付託された事案の審査結果の報告を終了したときまでとする。ただし、議員の職を失ったときは、その任期を終了するものとする。
- 4 審査会の委員は、公平に、かつ、適切にその職務を遂行しなければならない。

**【解説】**

審査の請求を受けた時は、議会内に議員で構成する政治倫理審査会を設置して審査する旨を規定しています。

(守秘義務)

第7条 審査会の委員は、その審査及び審査の結果に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

**【解説】**

委員の守秘義務について規定しています。

(政治倫理基準違反の審査等)

第8条 審査会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 審査請求の適否
  - (2) 政治倫理基準に違反する行為の存否
- 2 審査会は、前項の審査を行うため、審査の請求の対象とされた議員（以下「被審査議員」という。）又は審査請求をした者から事情を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。
  - 3 審査会は、被審査議員に弁明の機会を与えなければならない。
  - 4 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

**【解説】**

審査会は、審査請求の適否及び政治倫理基準違反の事実について審査する旨を規定しています。また、疑惑を持たれた議員の審査協力義務と弁明の機会を与えることについて規定しています。

(審査結果の報告)

第9条 審査会は、その審査を終了したときは、速やかに審査結果を議長に報告しなければならない。

2 議長は、前項の規定により報告を受けたときは、速やかにその内容を公表するものとする。

【解説】

審査結果の報告、公表について規定しています。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

この条例の手続きの詳細に関しては、別に規則で定める旨を規定しています。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた議員の行為から適用する。